

瀬戸市サッカースクール 規約

2023年4月1日施行

第1章 総則

本会は「瀬戸市サッカースクール」（以後、本会）と称する。本会は瀬戸市スポーツ協会主催の元、瀬戸市のスポーツ活動に貢献してサッカーの普及と選手の育成を重視して推進し、瀬戸市サッカー協会主管事業とする。

第2章 目的

1. 地域の学校教育活動外においてサッカーを通じて礼儀や協調性を養い、心身の健全な育成を目的とする。
2. スキルを磨き、技術力・集中力・向上心などの育成を目的とする。
3. 生涯スポーツとしてサッカーの楽しさを伝えることを目的とする。
4. 地域のスポーツ活動及び福祉活動への発展と貢献を目的とする。

第3章 指導方針

「基本技術/戦術の年齢別カリキュラム」に伴い、レベル3水準に設けて基礎技術から発展的技術として一貫指導を行う。

- ・) レベル1（6～8歳）：基礎トレーニング・・サッカーの楽しさを追求
- ・) レベル2（9～10歳）：基礎トレーニング・・基本技術習得
- ・) レベル3（11～12歳）：発展トレーニング・・全ての要素習得の基礎作り

第4章 事業

第1条 活動

- ・) 事業計画に基づき、年間30回程度の指導を行う。
- ・) 本会の活動はトレーニングのみとして試合は行わない。
- ・) 年度更新にて小学生年代の指導を卒業まで継続的に行うものとする。

第2条 運営

- ・) 本会を円滑な運営する為に本規約を遵守する。
- ・) 本会はボランティアとして組織する。
- ・) 年度開始時に説明会を行い、保護者へ説明する。
- ・) 予算計画及び収支報告を瀬戸市サッカー協会に年1回報告を行う。

第5章 参加会費について

第1条 会費

参加講習会費をスポーツ保険を含み実情に沿って設定するものとする。

第2条 会費の支払い

- ・) 指定の期日までに体育館事務所に会費を支払う。途中申請も同様。
- ・) 退会する場合は会費を戻さない。休部についても同様。

第3条 会費の運用

- ・) 本会はボランティア組織の為、原則として指導者には交通費の支給のみとする。
- ・) 指導者の交通費は参加日数に対して年度末にまとめて支給する。
- ・) 第4章(事業)を達成する為に必要な経費、指導備品、スポーツ保険などは会費より支払う。

第4条 指導者への支給品について

- ・) 練習着の支給。(年度余剰金の積立にて購入する。)
- ・) 指導備品の支給及び破損の場合は交換とする。
- ・) 指導者が退会及び長期休暇の際は支給品を返却すること。

第5条 会計報告

- ・) 予算計画及び収支報告は3月に実施する。会計監査を受け瀬戸市サッカー協会総会にて年1回報告を行う。
- ・) 会計監査は代表もしくは協会常任理事会にて任命された監事にて行い、会計に不正の事実が発生した場合は協議し決議する。

第6章 構成

本会は役員及び指導者にて推進するものとする。

第1条 役員

役員は、代表、副代表、事務局長とし瀬戸市サッカー協会に属する。

第2条 指導者

- ・) 半数以上の日程で参加できる指導者をコーチと言う。
- ・) コーチは1学年2名程度にて選出して指導を行うが、担当コーチが休みの場合は他のコーチが指導する。
- ・) 年度更新時に担当コーチの変更及び追加を行うことができる。

第3条 任期

役員及び指導者の任期は1年間とし、再任を妨げない。

第7章 怪我発生時において

怪我には十分注意して指導を行うが、発生した場合は下記とする

- ・) 怪我は応急処置までとする。
- ・) 保証はスポーツ保険の範囲内とする。
- ・) 見舞金など金品に関わることを行わない。

第8章 入会及び退会

第1条 条件

瀬戸市在住もしくは在学の園児、小学生として認定は役員にて承認とする。

第3条 入会

指定の期日までに申請を行い承認のこと。途中申請については事務局長にて承認とする。

第4条 退会

保護者の申し出により可能とする。また、本会に著しく損害をかける行為が発生した場合は議を以て退会させることができる。如何なる場合の会費の返金は行わない。

第9章 事務局

事務局は事務局長宅に置く。

第10章 規約改正

本規約の改定は瀬戸市サッカー協会の承認により改定できる。

改定年月日 2022年12月14日

改訂箇所 第1章「瀬戸市スポーツ協会」、第6章「事務局長」
第9章「事務局は事務局長宅に置く」

設立年月日 1973年4月1日（昭和48年）